

●第3期うるま市子ども・子育て支援事業計画の追加事項について

【改定の経緯】

令和7年9月付事務連絡「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」および第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込み手引の改正が通知されました。

これに伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画の満3歳以上限定小規模保育事業・乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）における基本的記載事項が示され、現行計画の変更が必要となりました。うるま市では以下のとおり、対応をしています。

【追加された基本的記載事項とうるま市の対応について】

	満3歳以上限定小規模保育事業	乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）
改正に伴う計画の変更点	<p><u>(1)利用定員総数を定めること</u></p> <p>(2)当該必要利用定員総数に応じて、満3歳以上限定小規模保育事業の創設を勘案した教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があること。</p> <p>↳子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容は現計画で対応済</p>	<p>(1)乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。</p> <p>↳第3期計画策定時に盛り込み済（第3期計画P99）</p> <p><u>(2)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。</u></p>
現行計画の変更について	<p>変更点(1)について、当面の間計画の変更は行わない。</p> <p>↳現在、待機児童0のため保育所等の追加整備を予定していない。</p> <p>満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員総数は現在の2号認定(3～5歳)の計画値に含まれているものとする。</p> <p>※今後待機児童の状況を勘案し、量の見込みを検討していく。</p>	<p>変更点(2)について、国から示された代用計画にて追加記載を行う。</p> <p>↳乳児等通園支援事業を利用する2歳児が年度の途中で満3歳児となることを踏まえ、円滑に教育・保育施設(満3歳児クラス)へ移行できるよう、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について記載を追加する。(※代用計画は別PDFを参照)</p>